

株 主 各 位

東京都港区赤坂四丁目8番10号  
**株式会社 東北新社**  
代表取締役社長 中島 信也

## 第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、また、株主様の安全と健康を第一に考え、極力当日のご出席をお控えいただきますようお願い申しあげます。

なお、当日のご出席に代えまして、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使に関するご案内」に従い、2022年6月28日（火曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号  
明治記念館 1階 曙の間  
（末尾記載の地図をご参照ください）
3. 目的事項  
報 告 事 項
  1. 第60期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第60期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

〈会社提案（第1号議案から第5号議案まで）〉

- 第 1 号 議 案 剰余金処分の件
- 第 2 号 議 案 定款一部変更の件
- 第 3 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件
- 第 4 号 議 案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第 5 号 議 案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

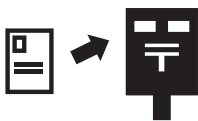
〈株主提案（第6号議案）〉

- 第 6 号 議 案 自己株式の取得の件  
株主提案に係る議案の内容は、後記の「株主総会参考書類」（47頁）に記載のとおりであります。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tfc.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。
  1. 連結計算書類の「連結注記表」
  2. 計算書類の「個別注記表」従いまして、本招集ご通知提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tfc.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## ■ 議決権行使に関するご案内



### 書面により議決権を行使される株主様へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

**【2022年6月28日（火曜日）午後6時30分到着分まで有効】**



### インターネット等により議決権を行使される株主様へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。  
(5頁をご参照ください)

**【2022年6月28日（火曜日）午後6時30分受付分まで有効】**



### 当日ご出席される株主様へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

1. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
2. インターネット等により複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

## ■ 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家様におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案と株主提案の決議を行います。  
 第6号議案は一部の株主様からのご提案です。**当社取締役会はこれに反対しております。**  
 詳細は後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛成いただける株主様におかれましては、**第1号議案～第5号議案に賛成、第6号議案に反対**の議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### ● 議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

#### 会社提案・当社取締役会の意見にすべてご賛成いただける場合

会社提案議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	株主提案議案	第6号
原案に対する 賛否	賛	賛	賛 <sup>但し</sup>	賛 <sup>但し</sup>	賛	原案に対する 賛否	賛
	否	否	否 <sub>を除く</sub>	否 <sub>を除く</sub>	否		否

#### 会社提案・当社取締役会の意見にすべてご賛成されない場合

会社提案議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	株主提案議案	第6号
原案に対する 賛否	賛	賛	賛 <sup>但し</sup>	賛 <sup>但し</sup>	賛	原案に対する 賛否	賛
	否	否	否 <sub>を除く</sub>	否 <sub>を除く</sub>	否		否

◎議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案につきましては「賛」、株主提案につきましては「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

◎インターネット等により議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例をご参照のうえ、賛否をご入力ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従いご行使くださいますようお願い申し上げます。

## QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



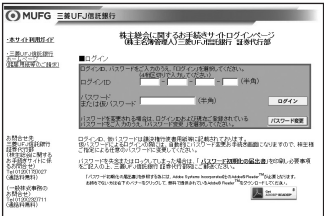
- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

**QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。**  
再行使する場合は、右の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご利用ください。

## ログインID・パスワードを入力する方法

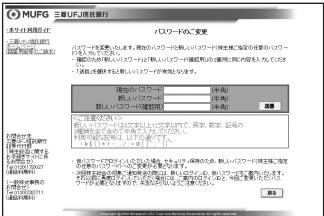
- 1 議決権行使サイトへアクセス   
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

- 3 パスワード登録



株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

## ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

**システム等に関するお問い合わせ**  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年 4月 1日から  
2022年 3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による当社グループの事業環境への影響は依然としてあるものの、第1回目の「緊急事態宣言」の影響を大きく受けた前期よりは、受注状況や事業活動は改善しております。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高52,758百万円（前期比0.2%減）、営業利益4,135百万円（前期比72.3%増）、経常利益5,507百万円（前期比104.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,068百万円（前期比275.1%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）等を当連結会計年度の期首から適用しており、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高は2,095百万円減少しております。詳細は、「連結注記表 会計方針の変更に関する注記 1. 収益認識に関する会計基準等の適用」に記載のとおりであります。

また、文中の前期比較については、収益認識会計基準等の適用前の前期実績を用いて比較しております。

各事業の業績は次のとおりであります。

#### ① 広告プロダクション

広告プロダクションの売上高は、前期に比べ4.8%増の23,169百万円となり、営業利益は前期に比べ23.2%増の2,175百万円となりました。CM制作部門において、前期は複数のTVCMの制作業務が延期又は中止となり大きな影響を受けましたが、受注状況も改善し、またコストコントロールによる利益率改善も寄与し、増収増益となりました。

#### ② コンテンツプロダクション

コンテンツプロダクションの売上高は、前期に比べ11.9%増の13,118百万円となり、営業利益は1,251百万円（前期は90百万円の営業利益）となりました。映像制作部門は、社外の映画案件や社内的大型案件の受注が増加しました。音響字幕制作部門は、前期よりコロナ禍における業務への支障が軽減し、制作本数が増加したことや、動画配信サービス会社からの受注も増加しました。また、デジタルプロダクション部門においても、動画配信サービス会社からのCG制作業務の受注が増加し、また、構造改革に伴うコスト削減等も寄与しました。結果、セグメント全体で大きく増収増益となりました。

## ③ メディア

メディアの売上高は、前期に比べ7.5%減の12,764百万円となり、営業利益は前期に比べ45.4%増の1,517百万円となりました。関連チャンネルにおいて、既存プラットフォームの加入者減により、売上が減少しました。

一方、利益面においては、放送終了となった関連チャンネルの費用が削減されたことにより、増益となりました。

## ④ プロパティ

プロパティの売上高は、前期に比べ30.6%減の3,538百万円となり、営業損失は31百万円（前期は187百万円の営業利益）となりました。収益認識会計基準の導入により、一部の放映権販売収入が総額から純額の計上となったこと等が影響し、減収となりました。また、利益面においては、TV配給において大型の作品販売に伴う放映権の償却費が計上されたことにより、減益となりました。

## ⑤ 物販

物販の売上高は、前期に比べ13.1%減の5,366百万円となり、営業利益は前期に比べ59.7%増の91百万円となりました。収益認識会計基準の導入により、放送・業務用のAV機器販売収入が総額から純額の計上となったことや前期は在宅ワーク推進に伴うパソコン等の機器販売が好調であったことの反動等により減収となりましたが、利益面においては、インテリア部門の好調により、増益となりました。

（注） 上記各事業の売上高は、事業間の内部売上高を含んだ金額を記載しております。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額852百万円であり、各事業の主要な設備投資は次のとおりであります。

### ① 広告プロダクション

設備投資額は231百万円であり、その主なものは当社CM制作部門の事務所移転に伴う内装等工事費用100百万円及び撮影用機材等の取得費用85百万円であります。

### ② コンテンツプロダクション

設備投資額は214百万円であり、その主なものは株式会社オムニバス・ジャンの事務所改装工事費用67百万円及び編集用設備等の取得費用28百万円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

(注) 1. 設備投資の金額には、無形固定資産への投資に係る金額を含めております。

2. 上記事業の設備投資額は、事業間の内部取引高を含んだ金額を記載しております。

## (3) 資金調達の状況

当社は、会社財務の安定性の観点から、取引銀行4行との間で合計貸付極度額20,000百万円のコミットメント契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。



#### (4) 対処すべき課題

インターネットを中心としたSNSや動画サービス等のデジタルメディアの拡大や、スマートフォン・タブレット端末等に代表されるデバイスの多様化により、当社が基盤とするテレビメディア市場は大きく変貌しております。一方で、こうした事業環境の変化に伴い、新しい市場への展望も開けつつあり、当社は、各事業での課題に取り組むとともに、今後の事業拡大に向けた取り組みを加速してまいります。

広告プロダクションにおいては、良質なTVCMの制作により他社との差別化を図るべく、クリエイティブな人材の育成に積極的に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、広告の目的自体がリアルな場への集客からデジタルメディア上への集客に変化する等、生活全般の行動様式が変容しつつある中、広告主の課題に対して統合的なソリューションを提供することを目的とし、最適な組織編成に取り組んでまいります。更に、TVCMを主軸として統合的な制作案件を獲得することにより、中長期的な成長を目指してまいります。

メディアの領域においては、ストーリーミングサービスの拡大という事業環境の変化に対応すべく、放送事業を進化させてまいります。専門多チャンネル放送の意義に立ち返り、それぞれのチャンネルについてのコミュニティを育成することに加え、当社の総合映像プロダクションとしての総力をあげたオリジナルコンテンツを開発すること等により、他社にはない独自のサービスの提供を目指してまいります。

また、動画プラットフォームの急激な成長に伴い、グローバルな市場に向けてのコンテンツの発信が可能となり、魅力的な映像作品への需要がグローバルなスケールで高まってきております。当社は映像制作のためのクリエイティブな人材を有し、またCG・VFX等に関する技術力を蓄積しておりますが、ハイエンドな実写映像コンテンツを制作する総合映像プロダクションに進化・成長することを目指してまいります。

当社グループにとって最も大切な資産は、社員一人一人のアイデアや知恵、感性といった「クリエイティビティ」であり、この力をベースとして、様々な分野での創造的な作品に具現化し、企業価値の向上に努めてまいります。昨年「総務省職員との会食問題」及び「衛星基幹放送業務認定における外資規制違反」を契機としてコンプライアンス体制の整備を行いました。引き続きコンプライアンス並びにコーポレートガバナンスの向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

項目	第 57 期 2019年3月期	第 58 期 2020年3月期	第 59 期 2021年3月期	第 60 期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高	62,496 百万円	59,886 百万円	52,874 百万円	52,758 百万円
経常利益	2,107 百万円	3,156 百万円	2,700 百万円	5,507 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,591 百万円	1,767 百万円	818 百万円	3,068 百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△35 41 円 銭	39 33 円 銭	18 20 円 銭	68 27 円 銭
総資産	91,854 百万円	89,861 百万円	91,092 百万円	96,249 百万円
純資産	70,003 百万円	69,792 百万円	72,266 百万円	74,365 百万円
1株当たり純資産額	1,547 57 円 銭	1,541 50 円 銭	1,594 65 円 銭	1,639 95 円 銭

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

項目	第 57 期 2019年3月期	第 58 期 2020年3月期	第 59 期 2021年3月期	第 60 期 (当事業年度) 2022年3月期
売上高	39,323 百万円	37,391 百万円	31,450 百万円	29,700 百万円
経常利益	3,230 百万円	3,540 百万円	2,825 百万円	3,271 百万円
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,925 百万円	2,025 百万円	1,605 百万円	1,990 百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△42 84 円 銭	45 05 円 銭	35 73 円 銭	44 28 円 銭
総資産	71,097 百万円	69,610 百万円	73,702 百万円	75,156 百万円
純資産	54,768 百万円	54,640 百万円	57,734 百万円	58,114 百万円
1株当たり純資産額	1,218 48 円 銭	1,215 63 円 銭	1,284 46 円 銭	1,292 91 円 銭

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ① 広告プロダクション……CM制作、セールスプロモーション
- ② コンテンツプロダクション……デジタルプロダクション業務、映画・番組制作、日本語版制作、映像学校の運営
- ③ メディア……BS・CSチャンネルの運営、番組調達・編成、放送関連業務の受託
- ④ プロパティ……映像コンテンツの共同企画・製作、著作権事業、劇場配給、テレビ配給
- ⑤ 物販……スーパーマーケットの運営、映像用メディアの販売、インテリア商品の仕入・販売、酒造・酒販事業

## (7) 重要な子会社及び企業結合等の状況 (2022年3月31日現在)

## ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社二番工房	51	100.0	CM制作
株式会社ソーダコミュニケーションズ	91	97.0 (100.0)	CM制作
株式会社ENJIN	60	100.0	コミュニケーションデザイン業務
株式会社ダブル・ティー・エフ・シー	20	62.5	企業の広告・宣伝等のマーケティングに関する技術協力等
株式会社ホワイトボックス	51	90.0 (100.0)	販売促進物の制作及びイベント・展示会等の設計・施工等
株式会社オムニバス・ジャパン	10	100.0	デジタルプロダクション業務
株式会社ティーエフシープラス	10	100.0	映像制作への技術提供
株式会社オフィスPAC	10	0.0 (100.0)	声優のマネジメント業務
株式会社東北新社クリエイツ	10	100.0	映画・番組制作
株式会社スター・チャンネル	100	100.0	BSチャンネルの運営
株式会社ファミリー劇場	252	18.8 (51.3)	CSチャンネルの運営
株式会社ザ・シネマ	40	90.0	CSチャンネルの運営
株式会社囲碁将棋チャンネル	88	88.6	CSチャンネルの運営
株式会社東北新社メディアサービス	10	100.0	衛星基幹放送事業
ナショナル物産株式会社	64	100.0	スーパーマーケットの運営及び映像用メディアの販売等
株式会社木村酒造	50	0.0 (100.0)	酒造・酒販事業

(注) 1. ( )内は子会社の議決権を含めた比率であります。

2. 2021年12月に株式会社ENJINの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

② 重要な企業結合等の状況

上記の重要な子会社を含め当期末の連結子会社は20社、持分法適用の非連結子会社は1社、持分法適用の関連会社は7社となっております。

(8) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

① 当 社

本 社 東京都港区赤坂四丁目8番10号  
事 業 所 赤 坂：東京都港区赤坂  
青 山：東京都渋谷区神宮前  
銀 座：東京都中央区銀座  
等 々 力：東京都世田谷区等々力  
新 橋：東京都港区西新橋

② 子 会 社

株式会社二番工房	：東京都中央区銀座
株式会社ソーダコミュニケーションズ	：東京都中央区銀座
株式会社ENJIN	：東京都世田谷区太子堂
株式会社ダブル・ティー・エフ・シー	：東京都港区六本木
株式会社ホワイトボックス	：東京都港区赤坂
株式会社オムニバス・ジャパン	：東京都港区赤坂
株式会社ティーエフシープラス	：東京都港区赤坂
株式会社オフィスPAC	：東京都港区赤坂
株式会社東北新社クリエイツ	：東京都港区赤坂
株式会社スター・チャンネル	：東京都港区赤坂
株式会社ファミリー劇場	：東京都港区赤坂
株式会社ザ・シネマ	：東京都港区赤坂
株式会社囲碁将棋チャンネル	：東京都千代田区五番町
株式会社東北新社メディアサービス	：東京都港区赤坂
ナショナル物産株式会社	：東京都港区南麻布
株式会社木村酒造	：秋田県湯沢市田町
CENTE SERVICE CORP.	：米国カリフォルニア州ロサンゼルス市

## (9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
広告プロダクション	580 ( 11)	46
コンテンツプロダクション	542 ( 18)	△14
メディア	184 ( 4)	2
プロパティ	44 ( 3)	△2
物販	131 ( 129)	△4
全社 (共通)	118 ( 5)	0
合 計	1,599 ( 170)	28

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの受入出向者を含む) ですが、1年以内の雇用契約を結んだ社員 (定期社員) 245名を内数で記載しております。臨時雇用者数 (アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均雇用人員を ( ) 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
871 ( 34)	△9	41.3	13.3

- (注) 従業員数は就業人員 (出向者を除き、受入出向者を含む) ですが、1年以内の雇用契約を結んだ社員 (定期社員) 151名を内数で記載しております。臨時雇用者数 (アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均雇用人員を ( ) 内に外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	448
株 式 会 社 横 浜 銀 行	350
株 式 会 社 北 都 銀 行	200
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 73,116,000株

(2) 発行済株式の総数 46,735,334株

(3) 株主数 3,360名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
植 村 久 子	9,716 千株	21.6 %
植 村 綾	7,342	16.3
株 式 会 社 N A M C	3,664	8.2
株 式 会 社 f r o m B	3,664	8.2
きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合	3,464	7.7
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	2,200	4.9
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	1,791	4.0
3D OPPORTUNITY MASTER FUND	1,450	3.2
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA, CLIENT ACCOUNT	976	2.2
東 北 新 社 従 業 員 持 株 会	839	1.9

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,786,847株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
中島 信也	代表取締役社長	
伊藤 良平	代表取締役副社長	コーポレート関連、メディア関連 株式会社スター・チャンネル 取締役 株式会社スーパーネットワーク 取締役 株式会社ENJIN 取締役 ナショナル物産株式会社 取締役
小坂 恵一	取締役	メディア関連 株式会社スター・チャンネル 代表取締役社長 株式会社東北新社メディアサービス 代表取締役社長
河西 正勝	取締役	広告・プロダクション関連、クリエイティブセンター長 株式会社オムニバス・ジャパン 取締役 株式会社ソーダコミュニケーションズ 取締役 株式会社二番工房 取締役 株式会社ENJIN 取締役副社長 株式会社ダブル・ティー・エフ・シー 取締役 ナショナル物産株式会社 取締役
大 嶋 諭	取締役	広告・プロダクション関連、メディア関連 株式会社オムニバス・ジャパン 取締役 株式会社ソーダコミュニケーションズ 取締役 株式会社二番工房 取締役 株式会社東北新社クリエイツ 取締役
沖山 貴良	取締役	コーポレート関連、グループIT推進部長 株式会社ファミリー劇場 取締役
山上 俊夫	取締役	弁護士
土藤 敏治	取締役(常勤監査等委員)	株式会社オムニバス・ジャパン 監査役 株式会社二番工房 監査役 株式会社ソーダコミュニケーションズ 監査役 ナショナル物産株式会社 監査役 株式会社東北新社クリエイツ 監査役 株式会社ファミリー劇場 監査役 株式会社スーパーネットワーク 監査役
小野 直路	取締役(監査等委員)	
関 一由	取締役(監査等委員)	
伊藤 和明	取締役(監査等委員)	

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第59回定時株主総会において、山上俊夫氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役山上俊夫氏、取締役小野直路氏、取締役関一由氏及び取締役伊藤和明氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を図るため、取締役土藤敏治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役山上俊夫氏、取締役小野直路氏、取締役関一由氏及び取締役伊藤和明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 常勤監査等委員土藤敏治氏は、当社の経営管理部門に2001年10月から2011年6月まで在籍し、また、2011年7月から2020年6月までグループ経営管理担当として、通算20年にわたり財務諸表等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

#### (イ) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、金銭報酬等である「基本報酬」と「役員退職慰労金」によって構成する固定報酬と業績連動報酬である「賞与」によって構成し、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

#### (ロ) 金銭報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等以外）の額又はその算定方法の決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針等を含む）

当社の取締役の「基本報酬」は、各役位及び職責に応じて毎月固定額を支給する報酬であり「役員退職慰労金」は、長期的なインセンティブ付与を目的に毎年一定額を引き当て、退任時に役員退職慰労金規程に基づき、査定して一括して支給する報酬とする。

#### (ハ) 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、一定の業績指標に基づきその期の業績に貢献があった取締役に対し期末賞与を支給する場合があります。その額及び業績指標の設定については役員報酬委員会の審議により決定する。当社の取締役の報酬等として、非金銭報酬を支給しない。

#### (ニ) 金銭報酬等の額、業績連動報酬等（又は非金銭報酬等）の額における取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

これらの支給割合は、役位、職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案し役員報酬委員会の審議に基づき設定される。

#### (ホ) 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定は、2016年6月29日開催の第54回定時株主総会決議により年額500百万円以内とされた範囲内で毎期、取締役会決議に基づき、代表取締役社長に一任する。代表取締役社長は一任決議を受け、代表取締役社長を委員長とする役員報酬委員会の審議を経て個人別の報酬等を決定する。役員報酬委員会は社外取締役以外の取締役全員で構成する。



## (へ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

役員報酬委員会は原則として年1回開催し、代表取締役社長の他常勤の取締役が出席し、役員報酬テーブルを定め、個人別の報酬等の額を審議する。役員報酬額の算定は職責に応じたものとするが、経営環境の変化に応じて役員報酬テーブルを改訂する。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等については、2016年6月29日開催の第54回定時株主総会決議により年額50百万円以内とされた範囲内で、監査等委員である取締役の協議にて決定する。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額は、2016年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名であります。

取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2016年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うことに最も適しているため、代表取締役社長である中島信也に一任いたしております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、役員報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## ④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	267 (4)	267 (4)	— (—)	7 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	46 (22)	46 (22)	— (—)	4 (3)

- (注) 1. 当事業年度末現在における取締役（監査等委員を除く）は7名、取締役（監査等委員）は4名であります。
2. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額として、取締役（監査等委員を除く）7名分41百万円（うち社外取締役1名分0百万円）、取締役（監査等委員）4名分3百万円（うち社外取締役3名分0百万円）を含めております。

### (3) 社外役員に関する事項

事業年度中における主な活動状況

取締役山上俊夫氏は、2021年6月29日就任以降に開催された取締役会12回すべてに出席しております。

取締役（監査等委員）小野直路氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査等委員会11回のすべてに出席しております。

取締役（監査等委員）関一由氏は、当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会11回のすべてに出席しております。

取締役（監査等委員）伊藤和明氏は、当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会11回のすべてに出席しております。

なお、上記取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

取締役山上俊夫氏は、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。また、当社グループのコンプライアンス体制の構築及び監督・監視における適切な助言・提言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）各氏は、取締役会において、主に出身分野である放送メディア業界を通じて培った知識及び見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、適宜、助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても、監査・監督に関する重要事項の協議を行い、監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査等委員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とし、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある訴訟費用や損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由を設けております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	88 百万円
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	91

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査時間や配員計画等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の職務の遂行状況の相当性、監査報酬の推移及び過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬の前提となる報酬見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の導入支援に係る対価を支払っております。

##### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

##### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社並びに子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員に法令・定款の遵守を徹底するため「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」を制定する。
- ② 当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な方針、施策及び体制を決定し、推進する。
- ③ 当社はコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス委員会の方針に沿って活動を推進する。また、当社各部門並びに子会社にコンプライアンス担当者を任命し、コンプライアンスを最優先とした業務の遂行を推進する。
- ④ 法令・定款等に違反又は違反が行われようとする行為を発見した場合の報告体制として、社内及び社外（指定の法律事務所）に「企業倫理相談窓口」（内部通報制度）を設置する。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、取締役及び従業員に対する時宜に応じた適切な研修体制を整備する。同体制に基づき「東北新社グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び従業員に対して定期的に研修を実施する。
- ⑥ 適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持、向上を図る。
- ⑦ 反社会的勢力とは関係を遮断し、要求を受けた場合には毅然とした姿勢で組織的に対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理（廃棄を含む）し、必要に応じて直ちに検索可能となる体制を構築する。

### (3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査室は、子会社を含め定期的に内部監査を実施する。
- ② 内部監査室は、法令・定款違反その他の事由による損失リスクが懸念される業務執行行為が発見された場合、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度について直ちに当社社長及び子会社社長に報告する。
- ③ コンプライアンス室は、内部通報があった場合には相談案件についてコンプライアンス委員会及び監査等委員会へ報告し、コンプライアンス委員会は、重要な事案について取締役会へ適宜報告する。

- ④ 取締役及び従業員は、事業リスクマネジメント規程に基づき定期的に事業リスクの見直しを行い、その解消・軽減に取り組むものとする。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合、危機管理規程に基づき対応手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限にとどめる。

#### (4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 重要事項の決定並びに取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行状況の監督等を行うため、定例の取締役会を毎月1回、更に、必要に応じて臨時に開催する。また、子会社においては会社法の定めに従い取締役会を開催する。
- ② 情報の共有及び業務執行に係る重要事項の議論の場として、常勤の取締役全員で構成する会議を定期的に開催する。
- ③ 事業環境を踏まえ中期経営戦略を策定する。また、当社各部門及び子会社において事業計画及び予算計画を策定し、月次での業績報告を通じて計画に対する進捗状況の検証を行う。
- ④ 社内規程として、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等を定め、取締役及び従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

#### (5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社から、毎月、業績及び業務上の重要事項に関する報告を受ける。また、業務が適正に実施されていることを確認するため、主要子会社から定期的に報告を受ける。

#### (6) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び執行役員は、業務執行の適正性を確保するため、適切な管理・運営体制を構築する。
- ② 内部監査室は、内部監査を定期的 to 実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証する。内部監査の結果は、当社社長、監査等委員会及び子会社社長に報告され、定期的に取締役会に報告される。

#### (7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及びその従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会から要請があるときには、補助すべき従業員を置くこととする。同従業員の任命、評価、異動、賃金の改定については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。なお、同従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務しないものとする。

**(8) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制  
その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 取締役及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、必要な報告をする。
- ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
  - (イ) 内部統制システム構築に係る部門の活動状況
  - (ロ) 重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - (ハ) 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
  - (ニ) 「企業倫理相談窓口」（内部通報制度）の運用及び相談の内容

**(9) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にいかなる不利な取扱いを受けないことを確保するために、第三者を介さず直接監査等委員会に報告することができる体制を構築する。

**(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査の実施にあたって、監査等委員が独自の意見形成を行うために必要と認める費用は、前払費用や会計士、弁護士等の外部専門家を活用する費用を含め全額会社が負担する。

**(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査体制の実効性を高めるため、監査等委員会は経理部長、経営管理部長、コンプライアンス室長及び内部監査室長並びに取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員と情報の交換を行う等、連携に努める。
- ② 取締役及び従業員は、取締役（監査等委員を除く）及び執行役員の業務執行によって会社の信用失墜を含め会社に損失を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に速やかに通報する。その損失の発生又は拡大を未然に防ぐことを目的として「監査等委員会通報制度」を設ける。
- ③ 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）又は従業員にその説明を求めるものとする。
- ④ 監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の共有を行う。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、その運用状況の概要は次のとおりであります。

当社では、当該基本方針を補充するものとして当社グループ全体の業務執行について議論する会議を開催し、当社の取締役会に上程される議題について協議して、取締役会において適正かつ合理的な意思決定を行っております。また、取締役会において月次での業績報告を通じて経営状態を把握し、当社グループ全体で共有しております。

当社グループでは、各連結会計年度において事業セグメント毎に事業リスクの評価を実施し、そのリスクについての対応方針を決定しております。更に、内部監査室において、当社グループの業務全般にわたる内部監査を定期的に行い、法令・定款及び社内規程等の遵守状況について検証して、その結果を当社社長、監査等委員会及び子会社社長に報告し、定期的に取り締役に報告しております。

また、当社グループでは内部通報制度としてコンプライアンス室及び社外指定の法律事務所を窓口とする「企業倫理相談窓口」並びに監査等委員会を窓口とする「監査等委員会通報制度」を設置し、取締役及び従業員に内部通報制度の運用ルールを社内周知するとともに、内部通報者に対する不利な取扱いの禁止を定めることにより、法令・定款等に違反又は違反が行われようとする行為を発見した場合の報告体制を整備しております。

当社の監査等委員は、取締役会その他重要会議に出席し、適宜意見を述べております。監査等委員会は会計監査人及び内部監査室から監査結果等に関する説明並びに報告を受け、当社の業務執行を監査しております。また、監査等委員会による監査の実効性を確保するため業務執行取締役の指揮命令から独立し、当社の他の業務を兼務していない専任スタッフとして監査等委員会を補助すべき従業員を配置しております。

当社は、昨年5月24日に公表いたしました「総務省職員との会食問題等に関する特別調査委員会の報告及び弊社の対応方針」においてお知らせいたしましたとおり、同日付でコンプライアンス再構築委員会を発足させ、外部専門家のサポートを受けながら、コンプライアンスを確保するため十分な体制の構築に取り組んでまいりました。その後、同年12月24日付で当社グループのコンプライアンス基本方針を策定し、上記に関する再発防止のため、次のとおり新たなコンプライアンス体制の運用を開始いたしました。

- (1) コンプライアンス規程の制定
- (2) 当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会の設置
- (3) 独立部門であるコンプライアンス室の設置及び当社各部門並びに子会社におけるコンプライアンス担当者の任命
- (4) コンプライアンスに関する社外通報窓口（指定の法律事務所）の設置

(5) グループ全体のコンプライアンスに関する意識向上のため、取締役及び従業員を対象に社内教育を実施

当社は、上記コンプライアンス基本方針及び新体制のもと、グループ一丸となって再発防止策に取り組み、株主、投資家、お客様、取引先及びその他ステークホルダーの皆様に対する信頼の回復に引き続き努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。



# 連結貸借対照表

(2022年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>58,850</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,441</b>
現金及び預金	35,024	買掛金	11,018
受取手形、売掛金及び契約資産	15,878	短期借入金	700
有価証券	71	1年内返済予定の長期借入金	229
映像使用権	3,347	リース債務	208
仕掛品	2,873	未払法人税等	823
その他の棚卸資産	466	賞与引当金	814
その他	1,215	その他	2,646
貸倒引当金	△25	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,442</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>37,398</b>	長期借入金	669
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>19,351</b>	リース債務	259
建物及び構築物	4,533	繰延税金負債	1,892
機械装置及び運搬具	311	役員退職慰労引当金	437
土地	13,397	退職給付に係る負債	2,076
リース資産	465	その他	107
その他	642	<b>負 債 合 計</b>	<b>21,883</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>3,338</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	1,690	<b>株 主 資 本</b>	<b>70,554</b>
顧客関連資産	1,047	資本金	2,487
その他	600	資本剰余金	3,588
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>14,708</b>	利益剰余金	66,207
投資有価証券	11,254	自己株式	△1,728
長期貸付金	70	その他の包括利益累計額	3,158
繰延税金資産	167	その他有価証券評価差額金	3,107
退職給付に係る資産	35	為替換算調整勘定	△72
その他	3,396	退職給付に係る調整累計額	123
貸倒引当金	△214	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>652</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>96,249</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>74,365</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>96,249</b>

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(2021年 4月 1日から  
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		52,758
売上原価		38,429
売上総利益		14,329
販売費及び一般管理費		10,194
営業利益		4,135
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	111	
持分法による投資利益	252	
出資金運用益	926	
経営指導料	109	
受取家賃	112	
その他	66	1,586
営業外費用		
支払利息	10	
為替差損	116	
不動産賃貸原価	55	
支払手数料	24	
その他	7	213
経常利益		5,507
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	24	
関係会社株式売却益	26	63
特別損失		
減損損失	488	
投資有価証券売却損	2	
投資有価証券評価損	53	
ゴルフ会員権解約損	13	557
税金等調整前当期純利益		5,012
法人税、住民税及び事業税	1,300	
法人税等調整額	560	1,861
当期純利益		3,151
非支配株主に帰属する当期純利益		82
親会社株主に帰属する当期純利益		3,068

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から  
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,487	3,731	63,508	△1,728	67,999
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			124		124
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,487	3,731	63,633	△1,728	68,124
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△494		△494
親会社株主に帰属 する当期純利益			3,068		3,068
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△143			△143
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△143	2,574	-	2,430
当 期 末 残 高	2,487	3,588	66,207	△1,728	70,554

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	4,356	△751	71	3,677	589	72,266
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						124
会計方針の変更を 反映した当期首残高	4,356	△751	71	3,677	589	72,391
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△494
親会社株主に帰属 する当期純利益						3,068
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						△143
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,249	679	51	△519	62	△456
当期変動額合計	△1,249	679	51	△519	62	1,973
当 期 末 残 高	3,107	△72	123	3,158	652	74,365

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2022年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>39,987</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>13,777</b>
現 金 及 び 預 金	23,584	買 掛 金	7,289
受 取 手 形	143	短 期 借 入 金	700
売 掛 金	11,037	関 係 会 社 短 期 借 入 金	3,248
契 約 資 産	103	リ ー ス 債 務	44
映 像 使 用 権	1,980	未 払 金	587
商 品	5	未 払 費 用	255
仕 掛 品	2,159	未 払 法 人 税 等	578
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	16	契 約 負 債	329
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	50	賞 与 引 当 金	511
そ の 他	917	そ の 他	231
貸 倒 引 当 金	△9	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,264</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>35,168</b>	リ ー ス 債 務	39
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>16,063</b>	繰 延 税 金 負 債	783
建 物	3,433	退 職 給 付 引 当 金	1,265
構 築 物	19	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	390
機 械 及 び 装 置	239	長 期 預 り 保 証 金	759
車 両 運 搬 具	5	そ の 他	24
工 具、器 具 及 び 備 品	387	<b>負 債 合 計</b>	<b>17,041</b>
土 地	11,436	<b>純 資 産 の 部</b>	
リ ー ス 資 産	370	<b>株 主 資 本</b>	<b>55,066</b>
建 設 仮 勘 定	171	資 本 金	2,487
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>466</b>	資 本 剰 余 金	3,732
ソ フ ト ウ エ ア	437	資 本 準 備 金	3,732
リ ー ス 資 産	25	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>50,574</b>
そ の 他	4	利 益 準 備 金	25
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>18,638</b>	そ の 他 利 益 剰 余 金	50,549
投 資 有 価 証 券	6,954	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,206
関 係 会 社 株 式	6,952	別 途 積 立 金	34,033
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	6,603	繰 越 利 益 剰 余 金	14,309
そ の 他	953	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,728</b>
貸 倒 引 当 金	△2,826	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,047
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,047
<b>資 産 合 計</b>	<b>75,156</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>58,114</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>75,156</b>

# 損 益 計 算 書

(2021年 4月 1日から  
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		29,700
売 上 原 価		21,715
売 上 総 利 益		7,984
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,526
営 業 利 益		1,457
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	113	
受 取 配 当 金	223	
不 動 産 賃 貸 料	1,200	
経 営 指 導 料	811	
そ の 他	85	2,434
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	67	
不 動 産 賃 貸 原 価	235	
支 払 手 数 料	24	
貸 倒 引 当 金 繰 入	252	
そ の 他	40	620
経 常 利 益		3,271
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	12	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	22	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	26	61
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	37	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	170	
ゴ ル フ 会 員 権 解 約 損	13	223
税 引 前 当 期 純 利 益		3,110
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	952	
法 人 税 等 調 整 額	166	1,119
当 期 純 利 益		1,990

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から  
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金						
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
					固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	2,487	3,732	25	2,229	34,033	12,665	△1,728	53,445	
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						124		124	
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,487	3,732	25	2,229	34,033	12,790	△1,728	53,570	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△494		△494	
固定資産圧縮積立金の 取				△23		23		-	
当 期 純 利 益						1,990		1,990	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	△23	-	1,519	-	1,496	
当 期 末 残 高	2,487	3,732	25	2,206	34,033	14,309	△1,728	55,066	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	4,289	4,289	57,734
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			124
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	4,289	4,289	57,859
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△494
固定資産圧縮積立金の 取			-
当 期 純 利 益			1,990
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,241	△1,241	△1,241
当期変動額合計	△1,241	△1,241	254
当 期 末 残 高	3,047	3,047	58,114

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社東北新社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 木 秀 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 瀬 剛 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北新社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北新社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- ・ さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社東北新社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 瀬 剛 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北新社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり、

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

株式会社東北新社 監査等委員会

常勤監査等委員 土藤 敏治 ㊞

監査等委員 小野 直路 ㊞

監査等委員 関 一由 ㊞

監査等委員 伊藤 和明 ㊞

(注) 監査等委員 小野直路、関一由及び伊藤和明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主総会参考書類

〈会社提案（第1号議案から第5号議案まで）〉

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、経営基盤及び財務体質の強化とのバランスを考慮しつつ、安定的な配当に努めることを基本方針とし、当社の業績及び財務状況等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1株につき金19円  
なお、この場合の配当総額は854,021,253円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い上場会社においては、定款の定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化及び円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう定款第12条を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款第15条を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則を設けるものであります。

2. 変更の内容  
 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集)            第12条 (条文省略)            2 株主総会は本店所在地及びその隣接地のほか、東京都区内において招集する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会の招集)            第12条 (現行どおり)            2 株主総会は本店所在地及びその隣接地のほか、東京都区内において招集する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りではない。            3 <u>当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)            第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して開示することによって、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p>
	<p>(電子提供措置等)            第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。            2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>付 則 1～2 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>付 則 1～2 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集に関する経過措置)</p> <p>3 定款第12条の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本付則は、効力発生日経過後にこれを削除する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>4 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>5 本付則4の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>6 本付則4、5及び6は、施行日から6カ月を経過した日又は同5の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制及びコーポレートガバナンス体制強化のため、社外取締役を含め2名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	【再任】 小 坂 恵 一 (1955年1月28日生)	1977年4月 当社入社 2001年11月 当社取締役 2004年6月 当社常務執行役員 2006年6月 当社取締役 2010年6月 当社常務取締役 2011年6月 当社上席常務執行役員 2015年6月 当社取締役上席常務執行役員 2015年9月 株式会社スター・チャンネル 代表取締役社長（現任） 2016年6月 当社常務執行役員 2018年6月 当社取締役常務執行役員 2021年3月 株式会社東北新社メディアサービス 代表取締役社長（現任） 2021年6月 当社取締役専務執行役員（現任）	7,400株
2	【新任】 土 藤 敏 治 (1956年6月19日生)	1979年3月 当社入社 2001年1月 当社社長室部長 2001年10月 当社経営管理部長 2003年6月 当社執行役員 2004年6月 当社常務執行役員 2005年6月 当社上席執行役員 2009年6月 当社取締役 2011年6月 当社取締役上席常務執行役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員 2020年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	19,200株
3	【再任】 河 西 正 勝 (1969年10月19日生)	1992年4月 当社入社 2012年4月 当社CM本部第3プロダクションセンター長 2013年7月 当社CM統括本部第2CM制作本部 本部長代理 2015年6月 当社執行役員 2016年4月 当社Production2プレジデント 2016年6月 当社シニアマネジメント 2018年6月 当社執行役員 2019年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	11,100株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	【再任】 おおしま さとし 大 鷹 論 (1976年8月13日生)	2001年4月 当社入社 2012年4月 当社CM本部第4プロダクションセンター長 2013年7月 当社CM統括本部第1CM制作本部 第1プロダクションセンター長 2015年4月 当社CM統括本部第1CM制作本部 AKASAKA SATELLITEセンター長 2016年4月 当社Production1プレジデント 2016年10月 当社シニアマネジメント 2018年6月 当社執行役員 2019年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	9,600株
5	【再任】 おき やま たつ よし 沖 山 貴 良 (1969年4月26日生)	2001年10月 当社入社 2004年6月 当社執行役員 2004年7月 当社衛星放送事業本部長 2006年8月 当社事業戦略部長 2009年6月 当社上席執行役員 2012年6月 当社常務執行役員 2016年6月 当社執行役員 2018年6月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	20,800株
6	【新任】 え ぐさ こう じ 江 草 康 二 (1961年3月14日生)	1983年4月 株式会社電通入社 2007年7月 オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャ パン株式会社（現 ジオメトリー・オグ ルヴィ・ジャパン合同会社） 取締役マネージング・ディレクター 2010年7月 株式会社テー・オー・ダブリュー 入社 執行役員社長室長 2010年9月 同社取締役兼執行役員社長室長 2011年7月 同社常務取締役兼執行役員社長室長 2012年7月 同社代表取締役社長COO 2013年9月 同社代表取締役社長兼CEO 2022年1月 当社入社 執行役員（現任）	100株
7	【再任】 やま うえ とし お 山 上 俊 夫 (1966年2月14日生)	1997年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2006年3月 株式会社オプト（現 株式会社デジタル ホールディングス）社外監査役 2006年4月 やまうえ法律事務所開設（現任） 2016年3月 株式会社オプトホールディング （現 株式会社デジタルホールディングス） 社外取締役監査等委員 2021年6月 当社取締役（現任）	—

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	【新任】 家氏太造 (1961年10月27日生)	1986年4月 株式会社博報堂入社 2000年4月 株式会社デジタルガレージ入社 2001年6月 同社取締役 2005年6月 株式会社カカコム取締役 2014年6月 株式会社カカコム・インシュアランス 代表取締役社長 2017年6月 フォートラベル株式会社監査役 2019年6月 株式会社カカコム顧問	—
9	【新任】 鈴木咲江子 (1968年7月15日生)	1989年4月 株式会社フジテレビジョン入社 同社第三制作部 1994年6月 同社営業局スポット営業部 2005年6月 同社経営管理局経営管理部 2007年6月 同社秘書室 2013年6月 同社事業局事業業務部 2016年6月 同社経営管理局経営管理部 2019年6月 同社経営企画局経営企画部長	—

- (注) 1. 略歴欄に記載の2001年3月以前の「当社」は、額面変更のための合併により消滅した、実質上の存続会社である株式会社東北新社を示しております。
2. 現に当社の取締役である取締役候補者の場合、地位、担当及び重要な兼職の状況は、上記のほか事業報告中の「3. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 山上俊夫氏、家氏太造氏及び鈴木咲江子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 山上俊夫氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有するとともに、企業法務にも精通していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏には、当社グループのコンプライアンス体制の構築及び監督・監視における適切な助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
6. 家氏太造氏は、これまで複数の企業の経営に携わり、その経歴を通じて培われた豊富な経験と高い知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏には、独立した立場から当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
7. 鈴木咲江子氏は、出身分野である放送メディア業界において営業及び経営企画に関する幅広い業務経験と実績を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏には、客観的かつ中立的な視点から当社経営計画への提言・助言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
8. 山上俊夫氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。
9. 山上俊夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

10. 当社は、山上俊夫氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を法令の限度内で締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
11. 家氏太造氏及び鈴木咲江子氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
12. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の18頁に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
1	<p>【新任】</p> <p>谷 定 典  <small>に きだ のり</small>                      (1960年10月9日生)</p>	1986年8月 当社入社 1995年4月 当社総務部長兼人事部部长代理 2009年6月 当社執行役員 2011年6月 当社上席執行役員 2011年7月 当社総務・人事統括部長 2016年6月 当社シニアマネジメント・執行役員待遇 2018年6月 当社執行役員 2021年6月 当社シニアエグゼクティブ(現任) 2022年1月 当社コンプライアンス室長(現任)	13,200株
2	<p>【再任】</p> <p>小 野 直 路  <small>お の なお じ</small>                      (1947年8月4日生)</p>	1971年4月 日本放送協会入局 1996年6月 同協会番組制作局科学番組部長 2003年6月 同協会衛星ハイビジョン局担当局長 2005年4月 同協会理事 2008年4月 株式会社NHKプラネット 代表取締役社長 2008年6月 株式会社NHKエンタープライズ 代表取締役社長 2011年2月 日本放送協会副会長 2015年6月 当社取締役 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	—
3	<p>【再任】</p> <p>関 一 由  <small>せき かず よし</small>                      (1949年3月30日生)</p>	1969年4月 株式会社フジテレビジョン入社 1994年7月 同社編成局映画企画室 デスク担当部長 2001年7月 同社編成制作局映画部長 2003年6月 同社映画事業局次長 2009年4月 日本映画衛星放送株式会社出向 業務部長 2010年4月 同社管理部長 2011年4月 同社執行役員 2012年9月 同社参与 2014年5月 株式会社テレプロ取締役(現任) 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	【再任】 伊藤和明 (1953年6月26日生)	1977年4月 日本テレビ放送網株式会社入社 2009年6月 株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズ 代表取締役社長 2011年6月 日本テレビ放送網株式会社 執行役員総務局長 2012年6月 株式会社バップ代表取締役社長 2013年6月 株式会社宮城テレビ放送代表取締役社長 2017年6月 同社代表取締役会長 2018年6月 同社取締役会長 2019年6月 同社相談役(非常勤) 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	—

- (注) 1. 略歴欄に記載の2001年3月以前の「当社」は、額面変更のための合併により消滅した、実質上の存続会社である株式会社東北新社を示しております。
2. 現に当社の取締役である取締役候補者の場合、地位、担当及び重要な兼職の状況は、上記のほか事業報告中の「3. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 小野直路氏、関一由氏及び伊藤和明氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 小野直路氏、関一由氏及び伊藤和明氏は長年にわたり放送メディア業界に携わっており豊富な知識と経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 小野直路氏、関一由氏及び伊藤和明氏には、主に出身分野である放送メディア業界を通じて培った知識及び見地から、当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。また、客観的かつ中立的な視点からの意見表明を通じて、監査・監督機能の強化を図っていただくことを期待しております。
7. 小野直路氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本總會終結の時をもって7年、うち監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は6年となります。関一由氏及び伊藤和明氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本總會終結の時をもって2年となります。
8. 小野直路氏、関一由氏及び伊藤和明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
9. 当社は、小野直路氏、関一由氏及び伊藤和明氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を法令の限度内で締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
10. 谷定典氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の18頁に記載のとおりであります。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます中島信也氏及び伊藤良平氏に対し、在任中の功労に報いるため当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規程に基づき取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
なか 中 じま 島 しん 信 や 也	1995年4月 当社取締役 2021年2月 当社代表取締役社長（現任）
い 伊 とう 藤 りょう 良 へい 平	2017年6月 当社取締役常務執行役員 2021年2月 当社代表取締役副社長（現任）

## 〈株主提案（第6号議案）〉

第6号議案は、株主様1名からのご提案によるものであります。

なお、提案を受けた議題及び議案の内容は、原文のまま記載しております。

### 第6号議案 自己株式の取得の件

#### 提案の内容

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から150日以内に、当社普通株式を株式総数19,000,000株、取得価額の総額20,000百万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### 第6号議案に対する当社取締役会の意見

#### 当社取締役会といたしましては、本株主提案に反対いたします。

当社は、株主の皆様へ適正かつ安定的な利益還元を継続的に行うことを重要な経営課題の一つと認識しており、事業成長及び事業リスクに備えた内部留保を確保して、財務面での健全性を維持しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが未だ立たないことに加え、欧州における紛争や各種原材料価格の高騰等による経済への影響により、当社を取り巻く事業環境につきましては、依然として先行きの不透明な状況が続いております。当社といたしましては、これら直近のリスクへの対応や、将来の事業展開に備えるため、株主の皆様への利益還元を考慮しつつ、財務面での健全性を確保することで、中長期的な視点による持続的な成長を続け企業価値を向上させていくことが、株主の皆様への利益に資するものと考えております。

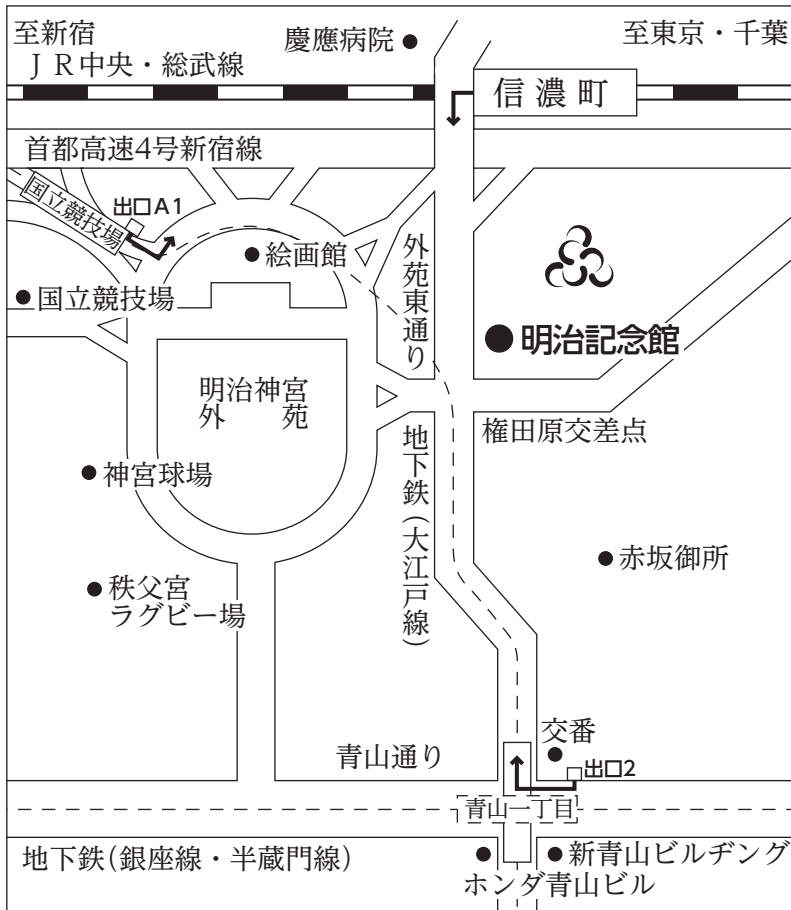
当社といたしましても、自己株式の取得は株主還元の有用な一手段と認識しておりますが、その時期、内容等によっては、逆に株主の皆様への利益を損ねる事態となる可能性もあることを踏まえ、その時点の株価動向や財務状況、資本政策等を総合的に勘案して取締役会が機動的に判断、実行すべきであると考えております。

そして、当社の現況や当社を取り巻く状況に鑑みると、剰余金の配当に加えて本株主提案の内容に基づく自己株式取得を実施することは、当社の企業価値の向上に資するものではないと考えております。

以上から、当社取締役会といたしましては、本株主提案に反対いたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図



- 会 場 東京都港区元赤坂二丁目2番23号  
明治記念館 1階 曙の間  
電話 (03) 3403-1171 (大代表)
- 最 寄 駅 JR (中央・総武線) 信濃町駅 (改札口を出て左方向へ徒歩約4分)  
地下鉄 (銀座線・半蔵門線・大江戸線) 青山一丁目駅 (出口2を出て交番を右折、徒歩約8分)  
地下鉄 (大江戸線) 国立競技場駅 (出口A1を出て、徒歩約8分)



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。